

議案第 20 号

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

令和5年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市立野田幼稚園の項中 



 を

に改め、同表野田市立関宿中部幼稚園の項中

を 



 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定員に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第2条の表野田市立野田幼稚園の項中「60人」とあるのは「70人」とする。

#### 提案理由

入園する幼児が定員を下回っている状況に合わせて野田市立野田幼稚園及び野田市立関宿中部幼稚園の定員を変更しようとするものである。

参考資料

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 (下線の部分は改正部分)

○ 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例 (昭和39年野田市条例第1号)

改 正 案			現 行		
(名称、位置及び定員) 第2条 幼稚園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 幼稚園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
野田市立野田幼稚園	(略)	<u>60人</u>	野田市立野田幼稚園	(略)	<u>260人</u>
(略)			(略)		
野田市立関宿中部幼稚園	(略)	<u>30人</u>	野田市立関宿中部幼稚園	(略)	<u>175人</u>